

FC GANADOR 吉川 クラブ規約

第 1 条【名称】

本サッカークラブ（以下「本クラブ」という）の名称は FC GANADOR 吉川（フットボールクラブガナドールヨシカワ）とする。

第 2 条【クラブ連絡先】

E-mail: yoshikawacityfc@gmail.com

第 3 条【目的】

本クラブは、スポーツを通じて青少年の健全な心身の育成を図り、地域のスポーツ普及・振興に寄与することを目的とする。

第 4 条【入会資格】

本クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

- ① 本クラブの目的と方針に賛同し、本規約に同意及び遵守できること
- ② スポーツを行うに適した健康状態であること

第 5 条【入会手続き】

- ① 所定の用紙に必要事項を記載し提出する
 - ② クラブの定める費用を支払う
 - ③ （他に所属チームがある場合は）所属チームの代表者の許可を得ている
- 以上のことをもって入会を許可する

第 6 条【会費】

会員は、入会金・年会費・月会費及びその他の諸費用を所定の方法で納入しなければならない。

入会金・年会費・月会費の金額は別紙に定めるものとする。

一旦納入した会費及び諸費用は、理由の如何を問わず返還しないことを原則とする。

本クラブがやむを得ない理由に基づくものと認めた場合は、この限りではない。

第 7 条【指導方針】

本クラブは、次の事項を指導方針とする。

- ① 一人ひとりの成長を大事にし、それぞれがサッカーを楽しめるようスキルを磨いていく

- ② 自分で考え自分で判断し決断できるよう長い目で見守りながらサポートする
- ③ 他者を理解し自分を表現していける人間の育成

第 8 条【遵守事項】

会員は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 規約及び本クラブの諸規則を遵守すること
- ② 本クラブの指導方針及び指導者の指示に従うこと

第 9 条【禁止事項】

会員は、次の各行為を行ってはなりません。

- ① 本クラブの内部事情（練習の内容等）を第三者に開示すること
- ② 本クラブの秩序・風紀を乱す行為
- ③ 本クラブの名誉または利益を害する行為
- ④ 保護者からスタッフに対する選手起用、指導方針、指導方法への意見・批判
- ⑤ 保護者が練習及び試合時に自チーム他チームの選手へ直接指導・罵倒する行為。また、審判に対する異議等

第 10 条【保護者へのお願い】

- ① 保護者からの相談事（退会・休会等）は、チームスタッフが対応します。ただし、指導方針に関する意見・批判には応じられません。
- ② 会員として望ましくない行為、チームの名誉を著しく傷つける行為、またはチーム規約を守れない会員・保護者に対しては退会を求める場合があります。

第 11 条【除名】

- ① 会員またはその法定代理人（保護者）が、本規約の事項またはクラブの指示に違反し、クラブが改善の催促を促したにもかかわらず、これを拒絶または無視し、改善しなかったと認められた場合
 - ② クラブまたは本スクールの名誉・信用を著しく損なう言動をした場合
 - ③ 会費等を 2 カ月以上滞納した場合
 - ④ 会員が日本国の刑罰法規に抵触する行為を行い、または重大な不祥事を起こした場合
2. 前項に基づき会員を除名した場合、クラブは会員に対して何らの義務または責任も負わない。

第 12 条【写真・映像の使用】

本クラブ活動中に記録された写真・映像・音声に関する一切の権利は本クラブに帰属します。これらは本クラブの広報活動や活動記録のため、公式ホームページや各種媒体、資料、取材

等に使用されることがあります。入会に際し、あらかじめご了承ください。

第 13 条【閉鎖】

本クラブは、天災地変、社会情勢の変化、その他クラブ活動の継続が困難となる事由が生じた場合には、無条件に休会もしくは閉鎖することができる。

第 14 条【免責】

会員は、本クラブにおける盗難、障害、往復中、その他の事故について本クラブに対して何かの請求をすることはできず、本クラブも一切の賠償を行わないものとする。

第 15 条【個人情報】

個人情報については、本クラブの活動以外に利用することができない。
練習環境の確保のため、団体登録時、施設使用時などに使用する場合がある。

第 16 条【附則】

本クラブは必要に応じ、随時本規約を改正できるとともに、本規約に定めのない事項について細則を定めることができる。

第 17 条【施行】

本規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。